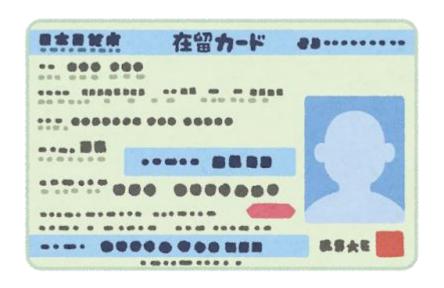
研修テキスト 在留資格申請実務 ガイダンス

(在留資格認定証明書交付申請)



神奈川県行政書士会

目 次

	ページ
第1章 在留資格認定証明書交付申請 ————————————————————————————————————	— 1
第1節 在留資格認定証明証交付申請とは ————————————————————————————————————	— 1
① 在留資格認定証明証交付申請の流れ ———————	— 1
② 在留資格認定証明書の交付要件	_ 2
③ 在留資格認定証明書交付申請における注意点—————	— 2
第2節 在留資格認定証明書交付申請書の書き方 ——————	_ 2
① 技術・人文知識・国際業務(高度専門職1号ロ含む)――――	_ 2
② 企業内転勤(高度専門職1号ロ含む) ———————	5
③ 経営・管理(高度専門職1号ハ含む) —————	6
④ 家族滞在 ————————————————————————————————————	_ 9
⑤ 日本人の配偶者等、永住者の配偶者等 ————————————————————————————————————	— 11
⑥ 定住者 ———————————————————————————————————	— 13
第2章 その他参考情報等	— 18
・入国までの流れフローチャート ―――――	— 18
・在留資格認定証明書交付申請書(技術・人文知識・国際業務用)―	— 19
• 報酬額統計表	_ 25
・契約書に記載する事項	_ 26

(本テキストは、2021.01.01 現在の法令に基づいて作成している。)

在留資格申請実務ガイダンス

本稿は、在留資格にかかる申請業務に関して、その趣旨の理解と、具体的に書類を準備・作成する際考慮すべき点について解説したものである。利用に際しては、出入国在留管理庁が示す「日本での活動内容に応じた資料」と併せて参照いただくことをお勧めする。

第1章 在留資格認定証明書交付申請

第1節 在留資格認定証明書交付申請とは

在留資格認定証明書は、日本に上陸しようとする外国人が、事前に、日本において行おうとする活動が上陸のための条件(在留資格該当性・上陸基準適合性の要件)に適合しているかどうかについての審査を法務大臣に仰ぎ、当該の条件に適合する旨の証明を得るための申請をいう。

- ① 在留資格認定証明書交付申請の流れ
 - 1. 在留資格に応じた申請書の入手

http://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/16-1-1.html

2. 在留資格における日本での活動内容に応じた資料の準備

http://www.moj.go.jp/isa/applications/procedures/zairyu_nintei10.html

3. 管轄の出入国在留管理局の窓口で申請

法務省令で定める代理人が申請する場合の主な管轄は次の通りとなっている。

- ア)代理人が受入れ機関の職員となっている場合・・・当該機関の所在地を管轄する出入 国在留管理局
- イ) 代理人が親族となっている場合・・・親族の住所地

また、申請人本人が日本に在留中に申請をする場合は、申請人本人又は法務省令で定める代理人のどちらでも申請が可能となる。

※申請の受付窓口(総合窓口、専門窓口)や提出方法(整理番号の発行の有無)については、 各管理局、支局、出張所で異なるため、あらかじめ確認しておくことが望ましい。

申請書類に不備がなければ申請が受理され、申請が受理された日付や申請番号が付与された申請受付票が渡される。

※申請番号は、申請後に出入国在留管理局との連絡に利用するため、受付票は保管しておく。

- 4. 審査期間は、審査内容によっても異なるが概ね 10 日~90 日(120 日を超える事案もある。)また、審査の過程で、「資料提出通知書」が送付されることがある。この通知書は、審査の過程で、申請時に提出した資料では足りず、別途資料が必要と出入国在留管理局が判断した際に追加提出を要請する書面で、必要とされる書類と提出期日(概ね2週間程度)が記されている。提出しないことも申請者の任意であるが、この場合、申請時に提出した書類のみで交付の可否が判断される。なお、当該資料の準備に時間を要するなど提出期限に間に合わない場合は、その旨の説明と提出期日の目安を申し出ることで提出期限を延長することは可能である。
- 5. 審査結果の通知

申請内容が認められた場合は「在留資格認定証明書」が、不交付の場合は不交付の通知とその理由が記載された書面が、申請時に申請書類と併せて提出している返信用封筒に封入され返送される。

不交付の場合、その理由を出入国在留管理局に出向き確認することができる。

6. 在留資格認定証明書交付後の手続き

本申請により、あらかじめ上陸条件の適合性の審査は終了しているため、申請人は、国籍国・地域又は居住国に存する日本の公館(大使館、領事館等)において、査証申請を行う際に当該証明書を提示し、また、日本の空海港における上陸審査時に当該証明書及び査証を所持することにより、スムーズな上陸審査手続が行われる。

② 在留資格認定証明書の交付要件

上述した「在留資格該当性」、「上陸基準適合性」の観点から示される要件を満足することで交付がなされることになる。

「在留資格該当性」に関する要件は、申請人が日本で活動しようとするにあたり、入管法上、該当する資格が定められているか否かということであり、具体的には、以下に記される「在留資格」に定められた活動にあてはまるかを判断するものである。

「基準適合性」に関する要件は、上記の在留資格該当性があると考えられる申請人が、該当する証明書を交付するにあたって定める基準を満たしているか否かということであり、具体的には、学歴や実務経験期間等があげられる。

③ 在留資格認定証明書交付申請における注意点

在留資格認定証明書の有効期限は、原則、交付日より3月である。よって、申請人はその期限まで に上陸しなければならない。

不交付となった場合、その理由を出入国在留管理局に出向き確認することができる。この理由の説明は申請人の代理人に対して行われるため、取次行政書士は同行者として出向くのが通常であるが、取次行政書士に対して理由の説明を行うことを可とするケースもあるため、この点、事前に確認することが望ましい。

第2節 在留資格認定証明書交付申請書の書き方

① 技術・人文知識・国際業務(高度専門職1号ロ含む)

在留資格該当性において「技術・人文知識・国際業務」の活動範囲は、日本の公私の機関との契約に基づいて行う業務に従事することであり、その業務内容は「技術」、「人文知識」、「国際業務」の分野によって以下に大別されている。

技術-理学、工学、その他自然科学の分野に属する技術もしくは知識を要する業務

人文知識-法律学、経済学、社会学その他の人文知識の分野に属する技術もしくは知識を要する業 務

国際業務-外国の文化に基盤を有する思考もしくは感受性を必要とする業務

それぞれの分野によって交付にかかる基準も異なってくるため、所属機関において従事する業務が どの分野に該当するかについての正確な見極めが必要である。 ※高度専門職1号ロについては、「国際業務」は該当しないので注意が必要である。 上陸基準適合性については、

- 1. 申請人の学歴、職歴、経歴等に関してつぎのいずれかに該当すること
 - ・従事する業務の技術や知識に関連する科目を専攻して大学を卒業し、又は同等の教育を受けたこと
 - ・従事する業務の技術もしくは知識に関連する科目を選考して日本の専修学校の専門課程を修了 したこと
 - ・従事する業務内容に関連する実務経験を10年以上有していること
- 2. 申請人の報酬に関して日本人が従事する場合と同等額以上であること が求められている。

申請人の学歴、職歴、経歴等

大学を卒業し、又は同等の教育を受けたことについては、教育制度は、国によって異なることも少 なくなく、教育機関、学部、学科の名称だけではその判断が難しい。そこで、実務的には学位(博 士、修士、学士等(大学)、短期大学士(短期大学)、準学士(高等専門学校)、高度専門士、専門士 (専修学校等)) 又はこれらに相当する海外教育機関の学位の授与をもって学歴の適合性を証する のが通常である。また、科目の専攻については、近年、教育機関の学部、学科も多様化しているし、 あるいは従事する業務も複合化していることから学位証書に記載された学部、学科、専攻だけでは 該当性の判断が難しい場合もある。よって、学位証書の記載だけでは該当性の説明が難しい場合は、 成績証明書等履修した科目の詳細がわかる書類をもってこれを証することに努めることが望まし い。なお法務省が、「大学における専攻科目と就職先における業務内容の関連性の柔軟な取扱いに ついて」(平成20年7月17日法務省入国管理局長通達)において「現在の企業においては、必ず しも大学において専攻した技術又は知識に限られない広範な分野の知識を必要とする業務に従事 する事例が多いことを踏まえ、在留資格「技術」及び「人文知識・国際業務」の該当性の判断に当 たっては・・・柔軟に判断してその在留資格を決定することと願います・・・」との文書を公表し たことで、関連性の幅は従来と比べて広くなったと解せるが、決して不要としているわけではない。 実際上、不交付の理由の多くが申請人の有する専門性と職務内容の不一致であることを鑑みると、 関連性の高さが重要な要素であることはいうまでもない、従って、関連性が薄い場合は、任意に、 当該申請人を受入れる合理的な理由とその根拠を示す文書を作成、丁寧な説明を心掛けることが望

日本の専修学校についても、専門課程の修了に際しては「専門士」の称号授与が求められ大学等と同様、称号証書の提出をもってこれを証している。なお専修学校の修了者の場合、専門課程について大学等の卒業者と比べて従事する業務との関連性が限定的になる傾向が強い。よって、従事する業務との該当性を証する際には業務内容と履修科目の合致性に細心の注意を払うことが必要である。

なお、本在留資格の「国際業務」の分野においては、上記学歴を有していない場合でも、従事する 業務内容に関連する実務経験を3年以上有していることをもって適合性を証する(証明については 後述する実務経験による適合性と同様)ことが可能である。この業務内容には、(申請人の出身国・ 地域の文化に基礎をおいた)翻訳、通訳、語学の指導、海外取引業務、服飾もしくは室内装飾に係 るデザイン・商品開発これらに類似する業務が一般的に含まれているが、大学卒業者が翻訳、通訳、 語学の指導を行う場合はついては、上記の実務経験は要しないとされている。

また、IT技術者においても、法務大臣が特例告示をもって定める「情報処理技術」の有資格者であれば、当該資格の合格証書又は資格証書等の書類をもってこれを証することで適合性が得られるとされている。

10年の実務経験をもって適合性を証する場合は、在職証明書等、関連する業務に従事した期間を証する所属機関が発行した文書をもってこれを行うことになるが、大学、高等専門学校、高等学校、中等教育学校の後期課程又は専修学校の専門課程において当該技術又は知識に係る科目を専攻した期間を算入することも可能なため、この場合は当該教育機関から発行される証明書類を併せて提出することになる。

申請人の報酬

報酬について、具体的な額は決まっていない。同じ受入機関において、同様の職務、地位にいる日本人と同等ないしそれ以上であれば事足りるとされている。

しかし比較対象がない場合、申請人の学歴、経歴等も踏まえ同様の職種、地位に対する給与水準を参考に判断されるため、受入機関の規模の大小で、支払額がいたずらに低い場合、不交付になる可能性が高い。また、支払額が同業他社と同等であっても手当(課税対象とならないもの)等を含む形態の場合はこの条件を満たしていないと判断される。報酬はあくまでも労働の対価となる基本給の額をもって判断されることに注意されたい。

受入機関との契約

契約形態は、雇用が一般的であるが、これに限らず委任、委託、嘱託等、又は派遣契約や請負契約も該当する。ただし、契約形態にかかわらず、在留の趣旨から契約期間は継続的であることを要する。従って契約期間が短い場合は、認定される在留期間が契約期間と同等の期間となる可能性が高くなるため、長期の在留期間を希望する場合は、受入れ機関と相談の上、1年以上の契約期間を設定すると同時に更新に関する条項を盛り込む継続性を担保した契約内容にしておくなどの対応を検討する必要がある。なお職務内容や報酬についても、これらの契約書(内定書、労働条件通知書も含まれる)に明示することになるが、実務上は、少なくともつぎに示す労働基準法施行規則第5条第1項第1号ないし4号に規定される項目が網羅されていることが望ましい。

- 雇用形態
- 契約期間
- 就業場所
- 職務内容
- · 就労日、就業時間、休日等
- 賃金
- 退職

契約書等に、明示された職務内容と申請人の専門性について資格該当性を判断しかねる場合、出入 国在留管理局は上述した「資料提出通知書」の送付をもって職務内容の詳細につき受入機関名(押 印を含む)による説明書の提出を求めてくることが通常である。よって、実務上は、明らかに該当 性を有している(たとえば、IT企業が情報処理学を修了した専門学校卒業者をプログラム開発者 として雇用する。金融機関が会計学を専攻した大学卒業者を融資担当部署に配属する)場合を除き、受入機関における職務の必要性、職務内容の詳細および具体的な役割を業務内容の専門性と学歴等との関連性の視点で説明した文書を申請時に提出することが望ましい。また、派遣業務等の場合は、派遣先において従事する業務内容について資格該当性が判断されるため、その点留意されたい。

受入機関の該当性

申請人の受入機関となる本邦の公私の機関の該当範囲には、国、地方公共団体、独立行政法人、会 社法人、公益法人のほか任意団体、又は日本に事務所・事業所を有する外国の国・地方公共団体(地 方政府)、法人等が含まれる。加えて、法人格を有しない個人事業主も、日本で事務所や事業所等を 有している場合は、同様に該当する。

受入機関の適合性

受入機関についても申請時に当該機関の履歴事項全部証明書、会社案内、決算書等の提出が求められるが、これは業種、業容の観点から、外国人を雇用する必然性の有無、事業規模の観点から継続的に外国人の雇用できる安定した経営基盤の有無について審査がなされている。審査の結果、受入機関について問題があると判断された場合も、当然交付はなされない。

その意味で、冒頭記した「日本での活動内容に応じた資料」で区分けされたカテゴリは、所属機関の規模、事業の安定性、継続性を推定する上での証左といえよう。

提出する証明書類等

日本の機関が発行する証明書類については、申請時、書類によっては発行日付が申請日以前3月以内に限定されていたり原本の提出が求められたりするが、海外の機関の場合は、証明書類もコピーのみの提出で事足り、証明書類の発行日付についても特段の限定はない。

なお、外国語で記載された証明書類等については、日本語訳を併せて付すことが求められるが、必ずしも逐語訳は必要とせず、証したい箇所の部分訳でも構わない。

また、申請書については、令和2年7月17日に閣議決定された規制改革実施計画等に基づき、受入機関の押印は不要となったが、受入機関が自身で発行する証明書類については押印するのが一般的である。なお押印については、必ずしも代表印であることを要しない。

② 企業内転勤(高度専門職1号ロ含む)

「企業内転勤」は、日本にある受入機関と関連性を有する海外機関の従業員が当該受入機関に期間を定めて異動し、自然科学・人文科学・国際業務に関する業務に従事する際に在留を許可される資格である。よって、在留資格該当性においては、「企業内転勤」の活動範囲は、「技術・人文知識・国際業務」のそれと同様であるところが多い。しかし上陸基準適合性において、上記の海外機関において1年以上継続して、自然科学・人文科学・国際業務に関する業務に従事していれば事足りることから、本在留資格は、「技術・人文知識・国際業務」で求める学歴要件や実務経験が緩和された資格と解すこともできる。なお実務経験を証する際には、従事した業務と期間が明示された当該海外機関が発行する在職証明書等を提出することが一般的である。

また、受入機関における適合要件についても、「技術・人文知識・国際業務」と同様であるが、異動

元となる海外機関との関連性を証することに本在留資格の特徴がある。

海外機関からの異動において本在留資格の対象となるのは、つぎにあげられる異動が一般的である。 同一機関内での異動

・本店(本社)と支店(支社、営業所)間の異動

系列機関からの異動

- ・親会社(他の会社の議決権の過半数を有している会社)とその子会社間又は孫会社(みなし子会社)間もしくは子会社と孫会社間の異動
- ・子会社間又は孫会社間の異動

※この場合、曾孫会社間の異動は原則、対象外とされているが、親会社から曾孫会社までの資本関係が一貫して100%の議決権を有している場合は、曾孫会社も子会社とみなされ、孫会社と曾孫会社間の異動も含めて対象となる

※親会社、子会社(孫会社)の判断については、会社法施行規則第3条の規定に準ずる。 関連機関からの異動

・関連会社(他の会社(子会社を除く)の議決権の20%以上を有している会社又は経営支配権を有するものが同じ会社)からの異動

※関連会社の判断については、企業会計基準第16号「持分法に関する会計基準」に準ずる。

なお実務上、当該海外機関との関連性を証する際には、同一機関内においては組織票や上述した在職証明書でも事足りる。他方、系列機関・関連機関においては、経営支配関係が示された定款、登記証明または株主名簿の写し等を提出するのが一般的であるが、当該海外機関内で権限のある者(経営責任者、会計責任者等)による経営支配権のある旨が明示された文書(自認書)の写しでも認められている。

その他、本在留資格と「技術・人文知識・国際業務」との違いについては、

- ・「期間を定めて」という規定から一定の転勤期間を定めた活動であり、転勤後無期限に日本に滞在することを想定してしない。よって、労働契約において無期雇用は認められていない。
- ・「当該事業所において行う」という規定から海外の系列機関・関連機関受入機関に転勤・出向した 外国人を、さらにそこから別の会社へ派遣されることは認められていない。 という点に、留意されたい。

③ 経営・管理(高度専門職1号ハ含む)

在留資格該当性において、「経営・管理」の活動範囲は、「本邦において貿易その他の事業の経営を行い又は当該事業の管理に従事する活動」と規定されている。まず、事業について「貿易」は例示であり、適法に行われる事業であれば業種・業容に特段の制限はない。ただし、営業に際して許認可を必要とする事業については原則、申請時に当該許認可を取得している必要があることに留意されたい。つぎに活動内容については、「・・・事業の経営を行う・・・」又は「・・・管理に従事する・・・」という2つの内容を対象としている。

「経営を行う」の意は、事業の経営に実質的に参画する、言い換えれば、事業に関する業務執行または業務監査に従事するなど運営に対する重要事項の決定に携わる活動であり、具体的には、代表取締役、取締役、監査役、代表社員、業務執行社員などの役員の職に値する活動をいう。他方「管

理に従事する」の意は、内部組織の管理業務に従事する職員としての活動であり、具体的には、部長、工場長、支店長など組織活動上、部門を統括する職に値する活動をいう。

上陸基準適合性においては、つぎのいずれの要件にも該当することが求められる。

- 1. 申請に係る事業を営むための事業所が本邦に存在すること
- 2. 申請に係る事業の規模が、下記のいずれかに該当していること
 - ア) 本邦に居住する2人以上の常勤従業員を確保していること
 - イ) 資本金又は出資の総額が500万円以上であること
 - ウ)ア)又はイ)に準ずる規模であると認められるものであること
- 3. 事業が安定性と継続性を有していること
- 4. 管理の場合は、事業の経営又は管理について3年以上の経験を有し、かつ、日本人が従事する場合に受ける報酬と同等額以上の報酬を受けること

事業所について

「申請に係る事業を営むための事業所が本邦に存在する」とは、事務所が確保されていることはも とよりその形態について、当該事業を営むにあたり申請人が専有する独立したスペースを有してい ることと併せて、当該の事務所で行われる製品やサービスの提供が、人ないし設備を通して、継続 的になされていることを満たしている必要がある。

従って専有スペースが具体的に存在しないバーチャルオフィスやシェアオフィス等で他の事業者 との使用部分が明確に区分されていない形態(フリーアドレス)は、事業所として認められない。 ただし、上記オフィス形態においても、一定の条件・手続きの範囲において起業支援を目的として 提供されるオフィスの利用については、事業所の確保要件に適合する旨がガイドライン「外国人経 営者の在留資格基準の明確化について」において明示された。(令和2年8月改訂)

なお、本ガイドラインについては、以下を参照されたい。

外国人経営者の在留資格基準の明確化について

http://www.moj.go.jp/isa/content/930005791.pdf

加えて、占有スペースが確保されていたとしても事業内容によって必要な物的設備(一般的な事務用機器はもとより、小売業や飲食業であれば店舗や厨房、製造業であれば工場や生産設備等)が備わっていない場合は、原則、認められない。また、前記条件がすべて揃っていたとしても例えば短期貸借(週ないし月単位の貸借)形態による確保では、継続性の点から適合性に欠けるとして認められないのが通例である。

他方、住宅と事業所を兼用する場合は、事業を行う上での独立した専有部分の確保という観点からいえば居住スペースと事業のために使用するスペースを明確に区分できていることが必要である。 具体的には、物理的に区分された部屋を、事業のみに使用する部屋として確保していることに加え、 当該のスペースの出入りに際して生活部分への干渉がないことが求められる。

たとえば、1 階部分を事務所、2 階を住居といったような形態が事務所として使用できる例といえよう。

また、上記以外にも、事業所として認識できる看板類の社会的標識を掲げていることが求められていることも要件に含まれていることに留意されたい。

事業規模について

「本邦に居住する2人以上の常勤従業員」の確保は、日本国内に在住かつ日本人、特別永住者、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者に該当する者2名以上を、所定労働時間を通じて勤務する労働形態をもって雇用する見込みがあることをいう。よって短時間労働者、パートタイムによる雇用はこれに該当しない。

従業員の確保を証する資料としては、身分を証する住民票の写し及び労働条件の明示した通知書、 契約書等を提出するのが一般的である。

「500 万円以上の資本金ないし出資金」については、当該事業に 500 万円以上を出資することが求められている。出資者は申請人に限定はされていないが、申請人以外の者が出資者となっている場合は、その経緯等の説明が求められることが多い。また 500 万円の出所については申請人の個人資産に限定されない。たとえば、親族、知人等他人からの貸与、贈与によって調達した資金を出資金に充ててもよい。従って、出資したことを証明する場合、日本国内に開設している申請人ないし申請人の代理人の銀行口座に 500 万円が入金されていることを証するだけでは事足りず、その出所についても証明する必要がある。申請人自身の資産をもって調達する場合でも、上記の銀行口座に送金した記録に加え申請人の調達能力を示すために申請人の母国で発行される収入や財産に関する証明書や銀行通帳の写し等の提出する場合もある。また、貸与、贈与による調達の場合は、契約書等その旨を証する文書が必要となるが、申請人の年齢や経歴によっては申請のみならず資金提供者の収入や財産に関する証明を求められる場合があることにも留意されたい。

なお、本在留資格における事業形態は、法人、個人事業を問わないが、個人事業主の場合、開業届を税務署に提出する際に日本における住所地が必要になるため、本申請においては、申請人たる外国人が、申請時において海外に居住している実態上、個人事業をもって申請することはできないといえよう。

また、適切な出資があれば法人の役員として経営を行う活動については申請人1名でもこれを行うことが可能であるが、申請人の主たる職務内容は経営と管理業務である必要があるため、業種・業容によって、たとえば店舗や作業場を必要とする事業(例:飲食業、小売業、製造業等)において生ずる調理、接客、製造にかかる現場労働の兼任は認められない。従ってこのような業種・業容の事業を行う場合には、出資如何にかかわらず、現場労働を担当する従業員の雇用が要件に加わることに留意されたい。この場合、常勤性は問われていないため外国人であっても資格外活動許可を有していれば雇用が認められる。

「2人以上の常勤従業員又は500万円以上の出資に準ずる規模」についてであるが、規模に関する要件の趣旨として、500万円以上の出資は、2名以上の常勤従業員の雇用に相当するとのことから、例えば出資額が500万円に満たない場合でも、常勤従業員を1名確保でき250万円以上の出資が可能な場合などは、この要件に該当するものと思われる。

事業の継続性・安定性

経営を行う活動において、事業への支障から倒産や廃業が生じた場合、在留期間中に活動が途切れることとなり該当性を欠くことになる。そこで本在留資格においては、事業が安定して継続的に営まれるものと客観的に認められることが必要となる。これを証するために、実務上は、事業計画書

を提出することになるが、事業が安定的に継続できる説明として概ね以下に掲げる内容が網羅されていることが望ましい。

- ・ 事業開始に至った経緯
- ・申請人の来歴
- ・製品・サービスの概要
- 市場動向
- ・製品・サービスの提供先(顧客層)
- ・取引先(仕入れルート、販売ルート)
- ・事業、製品・サービスの特徴 (ユニークなノウハウや知識、人脈、業務経験など)
- ・収支計画(概ね3年間)
 - 売上高、原価、売上総利益、販売管理費、営業利益

管理に従事する活動

事業の管理に従事する活動をもって交付を受けるには、上述した事業所確保の要件、事業規模の要件に加え

- ・事業の経営又は管理について3年以上の実務経験を有すること
- ・日本人と同等額以上の報酬を受けること

が求められる。

3年以上の実務経験については、大学院での経営又は管理に関する科目の専攻期間を実務経験期間 に算入することができる。この場合、該当科目や期間が明示された履修証明、学位証明等をもって これを証することになる。

報酬については、他の在留資格同様、具体的な額は定められていない。あくまでも所属する法人等 に勤務する他の日本人と同じ職位の場合に同等かそれ以上であればよいとされている。

④家族滞在

「家族滞在」の活動内容は、在留資格を有する外国人又は在留資格認定証明書の交付申請を行おうとする外国人の「扶養」をうける配偶者・子が行う日常的な活動(家事への従事、教育を受ける等就労を伴わない活動)となる。

この場合、扶養とは、原則、扶養者との同居を前提に、配偶者であれば経済的な依存状態にあることをいい、子であれば監護養育を受けている状態をいう。

従って、たとえば被扶養者たる配偶者が扶養者の収入を超えるような収入を得ていることはもちろん扶養者の収入が高い場合でも配偶者と大きな差異がない場合や同じく子が経済的独立をなしている場合は該当性を有しているとはいえないと解されている。

扶養者の在留資格

本在留資格において認定証明書の交付申請を行うことのできる扶養者の在留資格はつぎの資格とされている。

「教授」「芸術」「宗教」「報道」「高度専門職」「経営・管理」「法律・会計業務」「医療」「研究」「教育」「技術・人文知識・国際業務」「企業内転勤」「興行」「技能」「文化活動」「留学」 又、上記中「留学」については、つぎの教育機関とされている。 大学、短期大学、大学院、大学に準ずる機関(航空大学校、防衛大学校等)、高等専門学校(高専)、 専修学校の専門課程

※大学、大学院研究科への夜間通学は範囲に含まれるが、日本語学校や専修学校の高等課程、一般 過程又は各種学校は含まれない。

配偶者と子供の範囲

本在留資格を申請できる配偶者と子供と被扶養者との関係は、つぎのとおりである。

- ・配偶者:法律上婚姻状態にある配偶者をいう(内縁者、死別・離別した者、同性婚者を含まない)
- ・子:嫡出子、認知した非嫡出子、普通養子、特別養子をいい、年齢は問わないが、(たとえば、20歳以上の子であっても、学生である等の理由であれば親の扶養を受けていると判断される)一般的には成年に達し、さらに年齢が上がるにつれて許可されにくくなる傾向にはある。

なお、扶養者と配偶者又は子である申請人との身分関係を証するには、

- 戸籍謄本
- 婚姻届受理証明書
- ・申請人と扶養者の出身国・地域の機関が発行した婚姻証明書
- ・申請人の出生国・地域の機関が発行した出生証明書

等から該当する証明書類を入手して提出することが一般的である。

生計能力

本在留資格の扶養にかかる生計能力における適合性であるが、扶養者には、被扶養者の生活費を支 弁できるだけ経済的基盤が求められる。この場合の資金力について明確な基準は定められていない が、扶養者が就労資格を有している又は当該資格の認定証明書の交付を受けようとしている場合は、 在留を予定している自治体において同様の家族構成の生活者に対して給付される生活保護費が一 つの目安となろう。例えば夫婦二名の家庭が受給する生活保護費が月額 15~18 万円であればこれ を超える定時かつ継続的な収入が確保できないと交付は難しいといえよう。

他方、扶養者の在留資格が、「留学」や「文化活動」など非就労資格の場合は、被扶養者の在留期間中の生活費の支弁が確実になされる手段が必要となる。たとえば、上記した生活保護支給額1年間分を超える世帯資産を有している場合などは、1年間の生活費を賄える経費支弁能力があると認められている。

また、扶養者及び被扶養者が資格外活動許可の範囲内で行った就労活動(アルバイト)による預貯金も経費支弁能力として認められるだけでなく、扶養者又は被扶養者の親族又は第三者による資金援助も、毎月等継続的な形態がとられているのであれば同様に認められるとされている。

実務上、扶養者の経費支弁能力を証するには、就労資格においては、当該扶養者の受入機関が発行する報酬にかかる契約書や証明書又は当該扶養者が 1 年以上在留している場合は収入額がわかる納税証明書、非就労資格の場合は、当該扶養者、被扶養者の預貯金通帳の写し、親族又は第三者による支援がある場合は、その旨を記した証明書を提出するのが一般的である。

なお、本資格における申請に際して、被扶養者たる本来の申請人は海外に在住している関係上、扶養者が既に在留資格を有している場合は、被扶養者の代理として扶養者が、扶養者も被扶養者とともに本申請を行う場合は、被扶養者の受入機関の職員等が代理人として申請を行うのが通常である。

⑤日本人の配偶者等・永住者の配偶者等

「日本人の配偶者等」

本在留資格に該当する外国人は、日本人の配偶者もしくは特別養子又は日本人の子として出生した者であるが、その範囲は、つぎのとおりである。

・配偶者:現に法的に有効な婚姻関係にある者をいい、離別・死別は含まれない。なお、内縁関係の者や外国で有効に成立した同性婚によるものも含まれない。

ただし、法的に有効な婚姻関係にあるだけでは事足りず、婚姻の実態(生活を一にしていること) を伴う必要がある。

・特別養子:実親との親族関係を切り離し、新たに養父母とのみ親族関係を築く養子縁組した(民法 817条の2第1項による)者をいい、普通養子は含まれない。

なお、特別養子の年齢は、令和 2 年 4 月 1 日より対象が原則 15 歳未満となり、15 歳~17 歳までの子どもは本人の同意などを条件に、例外的に養子として認められるように改定されたことに留意されたい。

・日本人の子:日本人の子として出生したが、「外国籍」を有する者。具体的には外国で出生した場合いに出生国の法律により二重国籍となり、日本国籍を選択しなかった者や日本人の子として出生したが、その後国籍離脱をした者が対象となる。

なお「日本人の子として出生」の意は、出生した時点で父または母のどちらかが日本国籍を有する場合の子をいう。従って、外国籍の両親のもとで出生した子は、その後両親のいずれかが帰化申請により日本国籍を取得したとしてもこれに該当しない。他方、日本国籍の父、外国籍の母のもとに出生した子は、出生時点で父が死亡していた場合でも、父が死亡時点で日本国籍を有していれば、これに該当する。

また「子」に、嫡出子のみならず認知された非嫡出子も含まれる。

生計能力

本在留資格は、申請人の該当性という点においては「家族滞在」と類似する点もあるが、必ずしも日本人の扶養を受けることを要しない。従って、日本人より配偶者等たる外国人の収入が高い場合でも問題とはならない。ただし、双方の収入が極端に低く、財産もなくかつ継続的な援助もない場合は、生活を送る上での経済基盤を問題とされ、不交付になる場合も少なくない。例えば、日本人の収入が低く、配偶者等たる申請人の収入を期待する場合は、就職先や収入の見込み等を示した書類を提出するなど生活基盤に問題が生じない旨を証することが必要である。

婚姻の真正

本在留資格については、特に配偶者の場合、婚姻の実態の有無や婚姻事態の信憑性の有無について個別具体的に入念な審査がおこなわれるのが通常である。従って必要書類として提出が求められている「質問書」の交際経緯等を記入する箇所は、任意記載になっているが、この欄には、かなり詳細な実態の記載が必要である。

実務上は、下記のような内容を記載することが多い。

・知り合った時期、場所、きかっけ(トピックごとに日付も記載)

- ・交際の内容(コミュニケーションの交換手段、方法、デートの場所、デートの内容・・・)
- ・交際から結婚に至る経緯(互いの性格、趣味、所作・振舞、評判・・・)
- ・結婚することになったきっかけ(デート回数、プロポーズの当事者、プロポーズのタイミング・・・)
- ・現在の婚姻生活状況(住居、仕事、経済基盤、預貯金、平日・休日の活動・・・)
- ・将来の家族計画(家族環境、家庭環境、仕事環境・・・)

かなりプライベートな側面に触れることになるので、十分なヒアリングの上、形骸的にならないように具体性をもって記載する。加えて、婚姻関係を補完する資料として日本人、配偶者たる外国人双方が映っている写真の提出も求められているが、その他、交際の事実を推定できる昨今であれば手紙に加えメール、SNS のコピー、両国を行き来した渡航記録なども用意しておくことが望ましい。なお、実務上の観点から、婚姻の真正が疑われやすい典型例を示しておく。

- ・夫婦の年齢差が、かなり大きい(例えば20才以上)場合
- ・恋人紹介所・結婚紹介所等の紹介による場合
- ・過去に日本人との離婚歴がある場合。加えて前婚の婚姻期間がかなり短い場合

上記は、偽装結婚の疑いをかけられやすいため、より詳細かつていねいな記載に努めることを薦める。

「永住者の配偶者等」

本在留資格に該当する外国人は、永住者の配偶者又は子として出生した者であるが、その範囲は、つぎのとおりである。

配偶者:現に法的に有効な婚姻関係にある者をいい、離別・死別は含まれない。なお、内縁関係の者や外国で有効に成立した同性婚による者も含まれない。

子: 実子(婚姻関係の有無にかかわらず、嫡出子も認知された非嫡出子も含まれるが、養子は含まれない)をいい、かつ日本で出生し、その後引き続き日本で居住している者をいう。よって、外国で出生した者は該当しない。

従って、永住者の子については、既に日本に存在していることから本申請においては対象外となる。 なお、本在留資格にあたらない外国で出生した永住者の子については、後述する「定住者」の在留 資格をもって本申請を行うことはできる。

「永住者の子として出生」の意は、出生した時点で父または母のどちらかが永住者である子をいう。 その際、出生時点で父が死亡していた場合でも、死亡時点で永住者の在留資格を有していれば、これに該当する。他方、申請人本人が出生後、父又は母親が永住者の在留資格を失った場合でも、「永住者の子として出生した」ものと解される

又、「特別永住者の配偶者等」に該当する外国人については、上記の「永住者」を「特別永住者」と 読み替えていただきたい。

生計能力

「日本人の配偶者等」と同様である。

婚姻の真正

「日本人の配偶者等」と同様である。

なお、本在留資格における申請者の身分関係を証する書類、滞在費用を証する書類については「家族滞在」のそれらと概ね相違ない。

⑥ 定住者

本在留資格に該当する外国人は、他の在留資格に該当しないものの、法務大臣が特別な理由を考慮 して居住を認めるのが相当であるとされた者をいい、これに該当するものは、法務省による告示に よってあらかじめ定められている。

なお、告示に該当しない場合でも、社会情勢や当該外国人をとりまく種々の事情を鑑み、在留する にふさわしい者と認める場合もある。(「告示外定住」という。)

「告示外定住」は、本申請にないため、本稿では、告示による定住者の該当性、適合性につき解説 していく。

本稿では、告示による定住者の該当性、適合性につき解説していく。

なお、本稿発行時点での最新の告示内容については、つぎの URL を参照されたい。

「出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき同法別表第二の定住者の項の下欄に掲げる地位を定める件(平成2年法務省告示第132号)」

http://www.moj.go.jp/isa/laws/nyukan_hourei_h07-01-01.html

告示1号:難民(告示2号は削除)

本告示は、インド、インドネシア、カンボジア、シンガポール、スリランカ、タイ、大韓民国、中華人民共和国、ネパール、パキスタン、バングラデシュ、東ティモール、フィリピン、ブータン、ブルネイ、ベトナム、マレーシア、ミャンマー、モルディブ、モンゴル又はラオス国内に一時的に庇護されている難民を、日本国が「第三国定住」として受け入れるもので、日本において一般的な社会生活を送ることができる難民本人、その配偶者又はこれらの者の子、父母若しくは未婚の兄弟姉妹が該当する。また相互扶助が行えることをもってこれら当該者の親族も含まれる。

告示3号:日系2世

本告示に規定される「日本人の子として出生した者の実子」とは、単に「日本人の孫」をいうものではなく、父母が生まれた時点では、祖父母が日本国籍を有していることを要する。よって、本告示に該当する者とは、日本国籍の祖父母により出生した父母が、日本国籍を離脱した場合、その外国人となった父母の子(日系 2 世)をいう。なお、その父又は母が日本国籍を有している場合は、「日本人の配偶者等」に該当するため本告示の該当性を要さない。また、当該外国人が、告示1号、8号に該当する場合は、当該告示が優先され、本告示には該当しないとされている。

本告示に規定される「素行が善良である」ことについてであるが、つぎの事象に該当する者は、善良性に欠くとされている。

- ・日本国・外国の法令違反により、懲役・禁錮・罰金・これらの相当刑に処せられたことがある者、 ただし、上記に該当する者でも、つぎの場合は除外されている。
- 一道路交通法違反による罰金・相当刑に処せられた場合

- 懲役・禁錮相当の刑の場合で、刑の執行が終わった日または刑の執行の免除を得た日から 10 年 経過した場合
- -懲役・禁錮相当の刑の場合で、刑の執行猶予の言渡し(これに相当する措置を受けた場合も含む) を受けた者が、その執行猶予の期間(これに相当する期間)を経過した場合
- -罰金相当の刑の場合で、刑の執行が終わった日または刑の執行の免除を得た日から5年経過した場合
- ・少年法による保護処分(少年法24条1項1号及び3号)が継続中の者
- ・日常生活又は社会生活において、違法行為又は風紀を乱す行為を繰り返し行う等素行善良と認められない特段の事情がある者
- ・他人に入管法に定める証明書の交付又は許可を受けさせる目的で不正な行為を行った者又は不法 就労のあっせんを行った者

なお、日本で確認できない申請人の母国における犯罪の有無については、当該国の権限を有する機関が発行する日本でいうところの「犯罪経歴証明書」、「無犯罪証明書」、「渡航証明書」等と同様、犯罪歴あるいは犯罪歴がないことを証明する文書の提出が求められることもある。

告示 4 号: 日系 3 世

本告示に規定される日本人の子として出生した者でかつて日本国民として本邦に本籍を有したことがあるもの」とは、国籍離脱したことで外国人となった日本人を示すものである。よって、本告示に該当する外国人は、日本国籍を離脱した元日本人である外国人の実子(日系2世)の実子(日系3世)をいう。また、当該外国人が、告示1号、3号、8号に該当する場合は、当該告示が優先され、本告示には該当しないとされている。

「素行の善良性」については、告示3号の規定と同様である。

告示 5 号:配偶者

本告示に該当する配偶者は、つぎの者をいう。

- ・日本人の子として出生した外国人で「日本人の配偶者等」の在留資格を有する者の配偶者:「日本人の子として出生した外国人」とは、上述する日本国籍を離脱し外国国籍を有した者あるいはいずれかが日本国籍を有する父母より日本国外において出生し、かつその後外国国籍を選択した者をいう。よってこの外国人が「日本人の配偶者等」を有した場合に、その配偶者が該当する。
- ・定住者の配偶者:本告示でいう定住者は、告示3号、4号の該当者で1年以上の在留期間をもって「定住者」の在留資格を有しているものを除く。
- ・日系人の配偶者:日系2世(告示3号)、3世(告示4号)に該当し、1年以上の在留期間をもって「定住者」の在留資格を有している者の配偶者をいう。

「素行の善良性」については、告示3号の規定と同様である。

告示 6 号: 実子

本告示に該当する外国人はつぎのとおりである。

・日本人・永住者の実子

「日本人」「永住者」「特別永住者」の実子で、扶養を受ける未成年・未婚の者をいう。本告示に該

当する「日本人」の実子とは、子が出生の時点では外国人だった親が、その後帰化することで日本 国籍を有した場合にその当該子をいい、「永住者」「特別永住者」の実子とは、当該の永住者が日本 国外で子を出生した場合にその当該子をいう。

・定住者の実子

1年以上の在留期間をもって「定住者」の在留資格を有している者の実子で扶養を受ける未成年・ 未婚の者をいう。ただし、上記「定住者」が日系2世、3世又はこれら日系人の配偶者である場合 は、素行の善良性」の要件が加わる。

「素行の善良性」については、告示3号の規定と同様である。

・配偶者の婚姻前の実子

婚姻した一方の配偶者が、「日本人」、「永住者」、「特別永住者」又は「定住者(在留期間1年以上)」 の在留資格を有する一方の配偶者に対して他方の配偶者が「日本人の配偶者等」又は「永住者の配 偶者等」の有していた場合、他方の配偶者が、婚姻前に有していた実子で、かつ扶養を受ける未成 年・未婚の者をいう。

本告示に規定される「扶養」及び「未成年」、「未婚」の意は、上陸時点の状態をいい、上陸後、就 労する、成年に達する、婚姻する状態になったとしても、在留期間更新の申請時に、これらの理由 をもって不許可になることはない。なお成年年齢については、民法の改正により、2022年4月1日 から 18 歳に引き下がるため、経過措置(2002年4月2日~2004年4月1日に出生した者は施行日をもって成年に達する)も含めて留意されたい。

特に「扶養」については、更新時に 18 歳を超えた者については、自活能力が備わっていると判断される傾向にあるため、相応の説明が必要となろう。たとえば別居している場合は生活を一にしている説明がないと不交付となる傾向は強い。実務的には、申請時までの過去から養育の状況、申請に至る経緯、日本における養育の必要性や今後の計画について説明する書類の提出に努めている。

告示7号:6歳未満の養子

本告示に該当する外国人は、「日本人」、「永住者」、「特別永住者」、「定住者(在留期間 1 年以上)」 の在留資格を有する者の6歳未満の普通養子、特別養子をいう。

養子については、上述した「日本人の配偶者等」では特別養子のみしか認められないこと、「家族滞在」では年齢制限なく普通養子が認められるので、身分関係において、該当する在留資格が異なることに留意されたい。

告示 8 号:中国残留邦人等

本告示に該当する外国人はつぎのとおりである。

中国在留邦人等

- ・中国残留邦人:つぎの要件をすべて満たす者
- -昭和20年8月9日以後の混乱状況の下で中国から日本に帰国しなかった者
- -昭和20年9月2日以前から引き続き中国に居住している者
- -同日において日本国籍を有していたこと
- ・中国残留邦人を両親とし、つぎの要件を満たす者

-昭和20年9月3日以後に中国で出生し、引き続き中国の地域に居住している者

施行規則(*1)に該当する中国残留邦人等

- ・1条1号在留邦人:つぎの要件をすべて満たす者
- -昭和20年8月9日以後の混乱状況の下で日本に帰国しなかった者
- -昭和20年9月2日以前から引き続き中国に居住している者
- 一出生の届出をすることができなかったために同日において日本国籍を有していなかった者
- 一出生の日において日本国民として本邦に本籍を有していた者を両親とする者
- ・1条2号在留邦人:つぎの要件をすべて満たす者
- 上述の中国残留邦人の母親を有する者
- 一同日において日本国籍を有していた父親を有する者
- 一父親に関しては同日以前から中国に居住していないこと
- -昭和20年9月3日以後に中国で出生したこと
- 引き続き中国の地域に居住している者
- ・2条1号在留邦人:つぎの要件をすべて満たす者
- -昭和20年8月9日以後の混乱状況の下で樺太地域から日本に帰国しなかった者
- -昭和20年9月2日以前から引き続き樺太地域に居住している者
- 一同日において日本国籍または樺太国籍を有していたこと
- ・2条2号在留邦人:つぎの要件をすべて満たす者
- -2条1号に該当する者を両親とする者
- -昭和20年9月3日以後に樺太地域で出生したこと
- 引き続き樺太地域の地域に居住している者

法律(*2)に該当する中国残留邦人等と共に永住帰国する親族

法律に該当する中国在留邦人等とは、上述の中国残留邦人又は中国残留邦人を両親とする者で、日本に永住する目的をもって帰国する者(「永住帰国中国残留邦人等」)をいう。本告示は、前記「永住帰国中国残留邦人等」と同様の目的をもって帰国する親族を対象とし、つぎの者が該当する。

- ・永住帰国中国残留邦人等の配偶者
- ・永住帰国中国残留邦人等の20歳未満の実子で配偶者のいない者
- ・永住帰国中国残留邦人等又はその配偶者の扶養を受けている実子で配偶者のいない者かつ日常生 活又は社会生活に相当程度の障害がある者
- ・55 歳以上の者又は日常生活若しくは社会生活に相当程度の障害をもつ永住帰国中国残留邦人等から自立性や生活の安定性の観点から生活を共にした扶養を受けることが最適である旨の申出に基づき帰国する当該永住帰国中国残留邦人等の実子又は当該子の配偶者

中国残留邦人等の養子または配偶者の婚姻前の子

本告示に該当する外国人はつぎのいずれかの者をいう。

- つぎの要件をすべて満たしている養子又は配偶者の婚姻前の子
- -6歳に達する前から中国残留邦人等、施行規則に該当する中国残留邦人等と同居していること(通

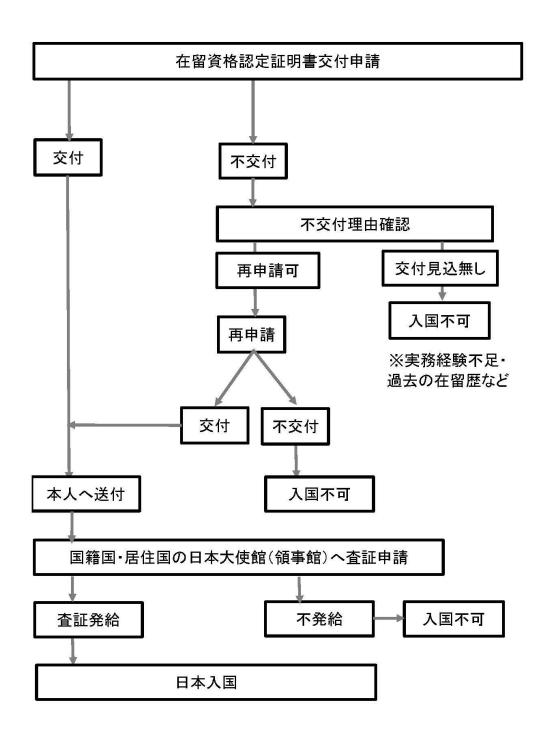
学その他の理由により一時的にこれらの者と別居する場合は認められる)

- 一中国残留邦人、施行規則に該当する中国残留邦人等から扶養を受けていること
- つぎの要件をすべて満たしている養子又は配偶者の婚姻前の子
- -6 歳に達する前から婚姻・就職するまでの間引き続き、中国残留邦人等、施行規則に該当する中 国残留邦人等と同居していること
- 中国残留邦人、施行規則に該当する中国残留邦人等から扶養を受けていたこと

「扶養」については、告示6号の規定と同様である。

- *1 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行規則(平成六年厚生省令第六十三号)
- *2 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)

入国までの流れ



	ਵਜ਼ ਆਦ ⊥ਮ ਕਸ ਦੇ ≐ਜ		/			
任.	留資格認定証 APPLICATION FOR CEF					
法務大臣殿 To the Minister of Justice					写 真	
出入国管理及び難民認定法第7条の20	の規定に基づき 次のとおり同	法第7条第1項第	2号に		Photo	
掲げる条件に適合している旨の証明書の Pursuant to the provisions of Article 7-2 of the Immig	交付を申請します。				40mm × 30mm	1
the certificate showing eligibility for the conditions pr			y 101			
				L		NAME OF THE OWNER.
1 国籍·地域 Nationality/Region		2 生年月 Date of		年 Year	月 Month	日 Day
3 氏 名 Name						
Family name 4 性別 男 · 女 5 出生地	Given nami		6 配偶者	の有無	有 • 無	
Sex Male / Female Place of b 7職業	irth 8 本国における居住±	也	Marital s	atus	Married / Single	9
Occupation	Home town/city	<u></u>				_
Address in Japan 電話番号		携帯電話番号	<u>.</u>			
Telephone No. 10 旅券 (1)番 号	70	Cellular phone No. (2)有効期限		年	月 E	.
Passport Number		Date of expira		Year	Month Da	
	□ J「芸術」 □ J「	Purpose of entry check 文化活動」	□ K「宗		□ L「報道」	
"Professor" "Instructor" 口 L「研究(I	伝勤)」 □ M「経営・		N「研究」 □ N「技	s Activities" 術・人文知識・		
"intra-company Transferee" "Researcher (T □ N「介護」 □ N「技能」 □	ansferee)" "Business Man: N「特定活動(研究活動等)」	ager" "R		/Specialist in Humaniti 定活動(本邦大	ies /International Services" (学卒業者)」	
	"Designated Activities (Researcher or IT engin 特定技能 (2号)」 □	eer of a designated org)" 〇「興行」	"Designat □ P「留学」		from a university in Japan)" I Q「研修」	
"Specified Skilled Worker (i)"	"Specified Skilled Worker(ii)" Y「技能実習(2号)」	"Entertainer"	"Student" □ Y「技能実習(3号		"Trainee" □ R「家族滞7	午」
"Technical Intern Training (i)" □ R「特定活動(研究活動等家族)	"Technical Intern Training (ii)" □ R「特定活動(E	(PA家族)	"Technical Intern Trainir □ R「特定活動(ıg (iii)"	"Dependent"	
"Designated Activities (Dependent of Resourcher or IT engineer of a designated org)" ロ T「日本人の配偶者等」	"Designated Activities (U T「永住者の配偶者等」				te from a university in Japan	1)"
"Spouse or Child of Japanese National"	"Spouse or Child of Permanent Resi 「高度専門職(1号口)」		"Long Term Resident" 高度専門職(1号ハ)		□ U「その他」	
	"Highly Skilled Professional(i) (b)" 月 日		ighly Skilled Professional(i)(c)"		Others	
Date of entry Year 14 滞在予定期間	Month Day	Port of entr 15 同伴者の	у	有・無		_
Intended length of stay			계 ## ying persons, if any	Yes / No		
16 査証申請予定地 Intended place to apply for visa						
	· 無 / No					
(上記で『有』を選択した場合) (Fill in the followings 回数 直近の出力	、国歴	月	日 から	年	月	日
time(s) The latest entry 18 過去の在留資格認定証明書交付申請歴	from Year 有 · 無	Month	Day to	Year	Month	Day
Past history of applying for a certificate of eligibility	Yes / No					
(上記で『有』を選択した場合) (Fill in the followings when the answ	回数 eris "Yes")		tとなった回数) plications, the number of times o	f non-issuance)	time(s)	
19 犯罪を理由とする処分を受けたことの有無())※交通違反等に	よる処分を含む。			
Criminal record (in Japan / overseas)※Including disposit 有(具体的内容	ons que lo trainic violations, etc.) ・ 無) / No	
Yes (Detail: 20 退去強制又は出国命令による出国の有無	有・無					
Departure by deportation /departure order (上記で『有』を選択した場合)	Yes / No 回数 回	直近の送還歴		年	月	日
(Fill in the followings when the answer is "Yes") 21 在日親族(父・母・配偶者・子・兄弟姉妹・祖彡	C母・叔(伯)父・叔(伯)母など)及		deportation	Year	Month	Day
Family in Japan (father, mother, spouse, children, siblings,gr 有(「有」の場合は, 以下の欄に在日親が	及び同居者を記入してください					
Yes (If yes, please fill in your family members in Japan a	nd co-residents in the following columns)	1	200 01 200 10 10 100 100 10		在留カード番号	
競柄 氏名 Relationship Name	生年月日 国 籍·地 域 Date of birth Nationality/Region	同居予定の有無 Intended to reside	勤務先名称·通学先 Place of employment/sch	100	特別永住者証明書番 Residence card number	r
Communication (COCC) 455	3	with applicant or not 有•無 Yes/No	and the second s	Special	Permanent Resident Certifi	uate numb
	 	有・無 Yes/No				
		有・無 Yes/No				
		有·無 Yes/No				
※ 3について、有効な旅券を所持する場合は、旅券の身分 Regarding item3、if you possess your valid passport, please fill in	■ ■項ページのとおりに記載してください。 your name as shown in the passport	1 00 / NO				
21については、記載欄が不足する場合は別紙に記入して Regarding item 21, if there is not enough space in the given colur In addition, take note that you are only required to fill in your famil	nns to write in all of your family in Japan, fill in ar	nd attach a separate sheet.		•		

[「]naddion, take note that you are only required to fill in your family members in Japan for applications pertaining to Training to Train

申請人等作成用 2 N (「高度専門職(1号イ・ロ)」・「研究」・「技術・人文知識・国際業務」・「介護」・「技能」・「特定活動(研究活動等)、(本邦大学卒業者)」) For applicant, part 2 N ("Highly Skilled Professional(f) (a/b)" /"Researcher" /"Engineer / Specialist in Humanities / International Services "/ **Nursing Cares" / "Skilled Labor" /"Designated Activities(Researcher or IT engineer / Specialist in Humanities / International Services "/ **Nursing Cares" / "Skilled Labor" /"Designated Activities(Researcher or IT engineer / Specialist in Humanities / International Services "/ **Nursing Cares" / "Skilled Labor" /"Designated Activities(Researcher or IT engineer / Specialist in Humanities / International Services "/ **Nursing Cares" / "Skilled Labor" /"Designated Activities(Researcher or IT engineer / Specialist in Humanities / International Services "/ **Nursing Cares" / "Skilled Labor" / "Designated Activities(Researcher or IT engineer / Specialist in Humanities / International Services "/ **Nursing Cares" / "Skilled Labor" / "Designated Activities(Researcher or IT engineer / Specialist in Humanities / International Services "/ **Nursing Cares" / "Skilled Labor" / "Designated Activities(Researcher or IT engineer / Specialist in Humanities / International Services "/ **Nursing Cares" / "Skilled Labor" / "Designated Activities(Researcher or IT engineer / Specialist in Humanities / International Services "/ **Nursing Cares" / "Skilled Labor" / "Designated Activities (Researcher or IT engineer / Specialist in Humanities / International Services "/ ***Nursing Cares" / "Skilled Labor" / "Designated Activities (Researcher or IT engineer / Specialist in Humanities / International Services "/ ***Nursing Cares" / "Skilled Labor" / "Designated Activities (Researcher or IT engineer / Specialist in Humanities / International Services "/ ****Nursing Cares" / "Skilled Labor" / "Designated Activities (Researcher or IT engineer / Specialist in Humanities / International Services "/ *****Nursing Cares" / "Skilled Labor" / "Designated Activities (Researcher or IT engineer / Specialist in Humanities / In

"Nursing Care" / "Skilled Labor" / "Designate	d Activities(Researcher or IT engineer of a design	gnated organization), (Graduate from a university in Japan)") For certificate of eligibility
22 勤務先		労勤務場所の所在地及び電話番号を記載すること。
Place of employment (1)名称	For sub-items (2) and (3), give the	e address and telephone number of your principal place of employment. 支店•事業所名
Name		Name of branch
(2)所在地		(3)電話番号
Address		Telephone No.
	『者の場合は本邦の介護福祉士	
Education (if you engage in activitie	es of nursing care or teaching nursing care,	, fill in details about the certified care worker training facility in Japan)
(1)□ 本邦 □ 外 Japan for	·[些] eign country	
(2) □ 大学院 (博士)	□ 大学院(修士)	□ 大学 □ 短期大学 □ 専門学校
Doctor	Master	Bachelor Junior college College of technology
□ 高等学校	□ 中学校	□ その他()
Senior high school	Junior high school	Others
(3)学校名 Name of school		(4)卒業年月日 年 月 日 Dale of graduation Year Month Day
A MARCO GROSS DAVISOR TO THE PARTY OF THE PA	ion field of atricks	Date of graduation Year Month Day
24 専攻・専門分野 Ma (23で大学院(博士)〜短期	jor field of study 「大学の場合) (Check one of	f the followings when the answer to the question 23 is from doctor to junior college)
	経済学 □ 政治学	
Law	Economics Politics	Commercial science Business administration Literature
	□ 社会学 □ 歴史学	□ 心理学 □ 教育学 □ 芸術学
Linguistics □ その他人文・社会科学	Sociology History	Psychology Education Science of art □ 理学 □ 化学 □ 工学
Others(cultural / social science	f (ロ 生子 ロ 10子 ロ エチ Science Chemistry Engineering
	" │ 水産学 □ 薬学	□ 医学 □ 歯学
Agriculture	Fisheries Pharmacy	Medicine Dentistry
□ その他自然科学(育学 □ 介護福祉 □ その他()
Others(natural science) (23で専門学校の場合)		orts science Nursing care and welfare Others the answer to the question 23 is college of technology)
□ 工業 □ 農	:業 □ 医療·衛生	□ 教育·社会福祉 □ 法律
	riculture Medical services / H	
□ 商業実務	□ 服飾·家政 □	文化・教養 □ 介護福祉 □ その他()
Practical commercial business	Dress design / Home economics	Culture / Education Nursing care and welfare Others
	は試験合格の有無(情報処理)	
(when the applicant is engaged in inf	ations for information processing or has he / she	passed the certifying examination?
(資格名又は試験名)	ormation processing/	
(Name of the qualification or certifi	ying examination)	
26 職 歴 (外国における	るものを含む) Work experier	nce (including those in a foreign country)
入社 退社	#135 什 友 和	人社 退社 期效生 名称
Date of joining the company Date of leaving the compa 年 月 年 月	my 勤務先名称 Place of employment	Date of joining the company Date of leaving the company 勤務先名称 年 月 年 月 年 月 Place of employment
Year Month Year Month		Year Month Year Month
27 申請人, 法定代理人, 法	第7条の2第2項に規定する代	理 人
	r the authorized representative, prescribed	
(1)氏 名		(2)本人との関係
Name		Relationship with the applicant
(3)住 所		
Address		14世本公司
電話番号 Telephone No.		携帯電話番号 Cellular Phone No.
Telephone No.		Celidiai Filotie 140.
以上の記載内容は	† 事 宝 と 相 違 あ り 幸 せ /	ん。 I hereby declare that the statement given above is true and correct.
申請人(代理人)の署	は事 実と相 違 ありませ / 名/申請書作成年月日	Signature of the applicant (representative) / Date of filling in this form
1 1117 (1 47 17 6)	H2 1 H3 H 11 24 1 23 F	3 11 (1) 7 3
		年 月 日
<u> </u>		Year Month Day
注 意 申請書作成後申請	すでに記載内窓に恋面が生じた	場合,申請人(代理人)が変更箇所を訂正し,署名すること。
申請書作成年月日	は申請人(代理人)が自署すること。	ØØ ロ,□ PR/N (V/エ/N / A/ 入国 // C 日 上 U, 右 石) 'O ⊂ C o
		rm up until submission of this application, the applicant (representative) must correct the part concerned
and sign their name.		
	of the application form must be written by t	he applicant (representative).
	r authorized person	
(1)氏 名	(2)住 所	
Name	Address	
(3)所属機関等 Or	ganization to which the agent belongs	電話番号 Telephone No.

所属機関等作成用 1 N (「高度専門職(1号イ・ロ)」・「研究」・「技術・人文知識・国際業務」・「介護」・

「技能」「特定活動(研究活動等)(本邦大学卒業者)」) For organization, part 1 N ("Highly Skilled Professional(f)(a/b)" / "Researcher" / "Engineer / Specialist in Humanities / International Services " /

在留資格認定証明書用 "Nursing Care" / "Skilled Labor" / "Designated Activities (Researcher or IT engineer of a designated organization), (Graduate from a university in Japan)") or certificate of eligibility 契約又は招へいする外国人の氏名 Name of foreign national being offered a contract or invitation 2 契約の形態 □ 雇用 □ 請負 □ その他(Employment Entrustment Service contract Others 所属機関等契約先 Place of employment ※(7)、(9)及び(10)については、主たる勤務場所について記載すること。 ぶい。 Forsub-fients [7], [9] and (f0] give the address and telephone number of employees of your principal place of employment. ※国・地方公共団体,独立行政法人、公益財団・社団法人その他非営利法人の場合は(7)及び(8)の記載は不要。 In cases of a national or local government, incorporated administrative agency, public interest incorporated association or foundation or some other nonprofit corporation, you are not required to fill in sub-items (7) and (8). (1)名称 (2)法人番号(13桁) Corporation no. (combination of 13 numbers and letters) (3)支店·事業所名 (4)雇用保険適用事業所番号(11桁)※非該当事業所は記入省略 Name of branch Employment insurance application office number (11 digits) *If not applicable, it should be omitted. ○他に業種があれば別紙「業種一覧」から選択して番号を記入(複数選択可) If there are another other business types, select from the attached sheet "a list of business type" and write the corresponding number (multiple answers possible) (6)所在地 電話番号 Address Telephone No. (7)資本金 円 (8)年間売上高(直近年度) H Capital Yen Annual sales (latest year) (9) 従業員数 名 Number of employees うち外国人職員数 名 (このうち技能実習生) Of which number, the number of foreign staff Of which number, technical intern trainees 5 雇用開始(入社)年月日 □ 定めなし □ 定めあり (期間 年 月 The start date of employment (entering a company) Non-fixed Fixed Period Year Month Day Yea ※ 各種手当(通勤・住宅・扶養等)・実費弁償の性格を有するものを除く。 6 給与・報酬(税引き前の支払額) Salary/Reward (amount of payment before taxes) Excludes various types of allowances (commuting,housing,dependents,etc.) and personal expenses. 円(口年額 口月額) Monthly Annual Yen 実務経験年数 年 8 職務上の地位(役職名) □ あり(Business experience Position(Title) Occupation ○主たる職種を別紙「職種一覧」から選択して番号を記入(1つのみ) Select the main type of work from-the attached sheet "a list of occupation", and fill in the number (select only one) ○「技術・人文知識・国際業務」「高度専門職」又は「特定活動」での入国を希望 する場合で、他に職種があれば別紙「職種一覧」から選択して番号を記入(複数選択可) If the applicant wishes to enter Japan with the status of residence of "Engineer / Specialist in Humanities / International Services", "Highly Skilled Professional" or "Designated Activities", and will also engage in other occupation, select from the attached sheet "a list of occupation" and write the corresponding number (multiple answers possible) ・「研究」での入国を希望する場合は、別紙「職種一覧」の3,42~44,999から選択してください。 Those who wish to enter Japan with "Researcher" should select from 3, 42 to 44 and 999 on the attached "a list of occupati ・「技術・人文知識・国際業務」での入国を希望する場合は、別紙「職種一覧」の2~18,24~31,51~54,999から選択してください。 ・「技能」での入国を希望する場合は、別紙「職種一覧」の32~40,999から選択してください。 Those who wish to enter Japan with "Skilled Labor" should select from 32 to 40 and 999 on the attached "a list of occupati-・「介護」での入国を希望する場合は、別紙「職種一覧」の「41 介護福祉士」を選択してください。 Those who wish to enter Japan with "Nursing Care" should select from "41. Certified care worker" on the attached "a list of occup 「特定活動」(特定研究等活動(告示36号)及び特定情報処理活動(告示37号))での入国を希望する場合は、 別紙「職種一覧」の12,42~44,999から選択してください。 Those who wish to enter Japan with "Designated Activities" (Designated Academic Research Activities (Public Notice No. 36) or Designated Information Processing Activities (Public Notice No. 37) should select from 12, 42 to 44 and 959 on the attached "a list of occupation." ・「特定活動」(本邦大学卒業者・告示46号)」での入国を希望する場合は、別紙「職種一覧」の2,4~18,24~31,51~54,999から選択してください。 ・「高度専門職」での入国を希望する場合は、別紙「職種一覧」の2~18,24~44,999から主たる職務内容として選択した上で、併せて関連する事業を自ら経営する活動を行う場合、他の職種として「1 経営」を選択してください。 Those who wish to enter Japan as "Highly Skilled Professional" should select from 2 to 18, from 24 to 44 and 999 on the attached "List of Job Types" as the main contents of their duties and concurrently select "I Business Management" as another job type if they carry out activities to operate a related business themselves 10 活動内容詳細 Details of activities

所属機関等作成用 2 N (「高度専門職(1号イ・ロ)」・「研究」・「技術・人文知識・国際業務」・「介護」・ 「技能」・「特定活動(研究活動等),(本邦大学卒業者)」) For organization, part 2 N ("Highly Skilled Professional(lig/ab)" 'Researcher' ("Engineer / Specialist in Humanities / International Services " / Nursing Care / "Skilled Labor' / "Designated Activities(Researcher or IT engineer of a designated organization), (Graduate from a university in Japan)")

在留資格認定証明書用 For certificate of eligibility

vai o	ing dard) disilida Eabor) Bos	ignated soft interest to	odionor or ir o	riginioor or a doorg	gridiod of	garnza	iony, (Grac	idato ire	om a a	111111111111111111111111111111111111111	ty iii oup	ony j				1 of contineate	or engionic
11	派遣先等(人材派)	遣の場合又は	勤務地が	3と異なる場	易合に	記入	.)										
	Dispatch site (Fill in the follo	owing if your answ	er to question	3-(4) is "Dispat	ch of pe	ersonn	el" or if th	e place	e of e	mploy	ment di	iffers fr	om th	at give	n in 3)		
	(1)名称				(2)	法人	番号(13桁	-)	Corpo	ration no	o. (comb	ination	of 13 r	umbers ar	nd letters)	
	Name							T	ĹΠ	Ĥ		Ť				1	
																-	
	(3)支店·事業所名																
	Name of branch																
	30-250-250-300-300-300-300-	-			- 58												
	(4)雇用保険適用事	業所番号(11	析)※非記	亥当事業所	は記し	入省	略										
	Employment insurance ap																
		_															
	*																
	(5)業種 Business ty	pe															
	○ 主たる業種を																
		ousiness type from									ng num	ber (se	elect o	nly one	e)		
		あれば別紙「															
	If there are other bu	usiness types, select	from-the attach	ed sheet "a list of	business	type "	and write t	he corre	espono	ding nu	ımber (m	nultiple a	answer	s possib	ole)		
	(6)所在地																
	Address																
	電話番号																
	Telephone No.					_											
	CONTRACTOR OF THE				201100												
	(7)資本金				円												
	Capital				Yer	T.											
	2 0 2 1222 N 2 0 1 0 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	a aviv								8_6							
	(8)年間売上高(直近	no or assessment								円							
	Annual sales (latest ye	ear)								Yen							
	5 9																
	(9)派遣予定期間																
	Period of dispatch																
	(a) (a) (b) (b) (b)	9 NO 0 9	2														
	以上の記載内容に	は事実と相違	ありません	ん。			eclare the			nent g	iven ab	ove is	true a	nd con	ect.		
	所属機関等契約分																
	Name of the contracting org	ganization such as	the organizati	ion of affiliation	and rep	resent	ative of th	ne orga	anizat	ion .	/ Dat	te of fil	ling in	this fo	rm		
												年			月	日	
												Year			Month	Day	
	注意 Attention																
	申請書作成後申請ま	でに記載内容	こ変更が生	じた場合,原	听属機	関等	が変更	箇所	を訂	正す	ること	0					
	In cases where descriptions	s have changed af	er filling in thi	s application for	m up ur	ntil sub	mission (of this a	applic	ation,	the org	ganizat	tion m	ust			
	correct the changed part .																
	Appears to the second s																

※ 所属機関等作成用2の申請書は、11に該当しない場合でも、提出してください。

Note: Please submit this sheet, even if you are not required to fill in item 11.

別紙 業種一覧 Attachment: A list of business type

万リ:	THE PERSON NAMED IN THE PERSON NAMED IN	Attachment: A list of business	гуре
1,	農林業		Agriculture
2	漁業		Fishery
3	鉱業,採石業,砂利採取	業	Mining, quarrying, gravel extraction
4	建設業		Construction
5		食料品	Food products
6		繊維工業	Textile industry
7		プラスチック製品	Plastic products
8	製造業	金属製品	Metal products
9	Manufacturing	生産用機械器具	Industrial machinery and equipment
10		電気機械器具	Electrical machinery and equipment
11		輸送用機械器具	Transportation machinery and equipment
12		その他(他に分類されないもの)	Others
13	電気・ガス・熱供給・水道	 業	Electricity, gas, heat supply, water supply
14	情報通信業		Information and communication industry
15	運輸·信書便事業		Transportation and correspondence
16		各種商品(総合商社等)	Various products (general trading company, etc.)
17		繊維・衣服等	Textile, clothing, etc.
18	卸売業	飲食料品	Food and beverages
19	Wholesale	建築材料,鉱物・金属材料等	Building materials, mineral and metal materials etc.
20		機械器具	Machinery and equipment
21		その他	Others
22		各種商品	Various products
23	300000	織物・衣服・身の回り品	Fabric, clothing, personal belongings
24	小売業 Retail	飲食料品(コンビニエンスストア等)	Food and beverages (convenience store, etc.)
25	rtotali	機械器具	Machinery and equipment retailing
26		その他	Others
27	金融•保険業		Finance / insurance
28	不動産·物品賃貸業		Real estate / rental goods
29	冶体开办 市明 # 4体	学術·開発研究機関	Academic research, specialized / technical service industry
30	学術研究,専門・技術 サービス業	専門サービス業(他に分類されないもの)	Specialized service industry (not categorized elsewhere)
31	Academic research, specialized /	広告業	Advertising industry
32	technical services	技術サービス業(他に分類されないもの)	Technical service industry (not categorized elsewhere)
33	宿泊業		Accommodation
34	飲食サービス業		Food and beverage service industry
35	生活関連サービス(理容	・美容等)・娯楽業	Lifestyle-related services (barber / beauty, etc.) / entertainment industry
36	学校教育		School education
37	その他の教育, 学習支援	業	Other education, learning support industry
38		医療業	Medical industry
39	医療•福祉業 Medical/welfare services	保健衛生	Health and hygiene
40		社会保険·社会福祉·介護事業	Social insurance / social welfare / nursing care
41	複合サービス事業(郵便)	局,農林水産業協同組合,事業協	同組合(他に分類されないもの))
41	Combined services (post office, ag	riculture, forestry and fisheries cooperative asso	ciation, business cooperative (not categorized elsewhere))
42	職業紹介·労働者派遣業		Employment placement / worker dispatch industry
10	その他の事業サービス業	(速記・ワープロ入力・複写業, 建物	物サービス業, 警備業等)
43	Other business services (shorthand	d / word processing / copying, building services,	security business, etc.)
44	その他のサービス業(他に	こ分類されないもの)	Other service industries
45	宗教		Religion
46	公務(他に分類されるもの	つを除く)	Public service (not categorized elsewhere)
47	分類不能の産業		Unclassifiable industry
$\overline{}$			

別	紕 職種一覧	Attachment: A list of
1	経営	Executive
2	管理業務(経営者を除く)	Management work (excluding executives)
3	調査研究	Research
ા		
4	技術開発(農林水産分里	
- 1	Technology development (agricult	ture, forestry, and fisheries field)
	技術開発(食品分野)	
5		1.1.5.18
_	Technology development (food pr	
e	技術開発(機械器具分異	爭)
6	Technology development (machin	ery and equipment field)
\vdash	•	
7	技術開発(その他製造分	
- 10	Technology development (other m	nanufacturing field)
	生産管理(食品分野)	
8	ALC 11 AL	adusta field)
⊢	Production management (food pro	
9	生産管理(機械器具分型	計)
0	Production management (machine	ery and equipment field)
	生産管理(その他製造分	/ 軽 /
10		
_	Production management (other m	anuracturing field)
11	建築・土木・測量技術	
11	Architecture, civil engineering, sur	veying techniques
	情報処理·通信技術	
12	OPERATOR STREET, STREE	e La
97233	Information processing, communic	cations technology
13	法律関係業務	Legal business
14	金融·保険	Finance / insurance
15		Copywriting
16	報道	Journalism
17	編集	Editing
_	デザイン	Design
10		
19	教育(教員免許を有する	者か付り教育)
1	Education(education taught by a p	person with a teaching license)
	教育(小学校・中学校・語	高等学校における語学教育)
20		ry school, lower secondary or upper secondary school)
_		152,800 ARR ARRI DE NO 1600 DE DE 15
21	教育(専修学校)	Education(Advanced vocational school
22	教育(各種学校)	Education(Miscellaneous school)
	教育(インターナショナル	ノスクール)
23	and the second s	2.0 0.0
	Education(International school)	
24	教育(教育機関を除く)	Education (excluding educational institutions)
25	翻訳・通訳	Translation / Interpretation
26	海外取引業務	Overseas trading business
20	企画事務(マーケティング	
27	The second secon	1 100 11 1111
4,000,000	Planning administration work (mar	rketing, research)
0.0	企画事務(広報・宣伝)	
28	Planning administration work (pub	lic relations advertising)
20	4	NEWSCOOD PRODUCTION OF THE PROPERTY OF THE PRO
29		Accounting business
30	法人営業	Corporate sales
31	CADオペレーション	CAD operation
32	調理	Cooking
04		Coming
33	外国特有の建築技術	
Ľ	Foreign country-specific construct	ion technology
6.	外国特有の製品製造	
34	Foreign country-specific product n	nanufacturing
9.5		
35	宝石・貴金属・毛皮加工	
36	動物の調教	Animal training
~-	石油•地熱等掘削調査	
37	Drilling survey for oil, geothermal	energy etc
38	パイロット	Pilot
39	スポーツ指導	Sports instruction
40	ソムリエ	Sommelier
		NAME OF THE PARTY
41	介護福祉士	Certified care worker
42	研究	Research
43	研究の指導	Research guidance
44	教育(大学等)	Education(university,etc.)
45	記者	Press
46	報道カメラマン	Press photographer
47	医師	Doctor
		10500000000
48		Dentist
49	薬剤師	Pharmacist
50	看護師	Nurse
51	接客(販売店)	Service(store)
-		U. D. SULP D. DOG STATE CON 15
52	接客(飲食店)	Service(restaurant)

patio	on	
53	接客(その他)	Service(others)
54	製品製造	Product manufacturing
55	保健師	Public health nurse
56	助産師	Midwife
	准看護師	Assistant nurse
58	歯科衛生士	Dental hygienist
59	診療放射線技師	Radiology technician
60	理学療法士	Physical therapist
	作業療法士	Occupational therapist
	視能訓練士	Orthoptist
	臨床工学技士	Clinical engineer
_	義肢装具士	Prosthetist
	弁護士	Lawyer
2000000	司法書士	Judicial scrivener
	弁理士	Patent attorney
68		Land and building investigator
_	外国法事務弁護士	Registered foreign-qualified lawyer
_	公認会計士	Public accountant
71	外国公認会計士	Foreign-qualified certified public accountant
_	税理士	Certified tax accountant
	社会保険労務士	Public consultant on social and labor insurance
-	行政書士 海事代理士	Certified administrative procedures legal specialist
	著述家	Maritime procedure agent Author
-	者处多 美術家·写真家	Artist/photographer
	音楽家·舞台芸術家	Musician/stage artist
	宗教家	Religious worker
_	家事使用人	Housekeeper
81		Professional sports athlete
82	The second secon	Amateur sports athlete
83	インターンシップ	Internship
84	ワーキング・ホリデー	Working holiday
85	外国弁護士	Foreign lawyer
86	サマージョブ	Summer job
_	国際文化交流	International cultural exchange
_	EPA看護師	Nurse under EPA
_	EPA介護福祉士	Certified Careworker under EPA
_	EPA看護師候補者	Nurse Candidates under EPA
	EPA介護福祉士候補者	Certified Careworker Candidates under EPA
92	EPA就学介護福祉士候補者 外国人建設就労者	
94	外国人造船就労者	Foreign construction workers Foreign shipbuilding workers
95	製造業外国従業員	Foreign workers in the field of manufacturing
96		Domestic workers (national strategic zones)
	耕種農業支援者(国家戦	
97	Crop farming workers (national stra	5000 Ave 5700 Ave 5700
0.0	畜産農業支援者(国家戦	路特区)
98	Livestock farming workers (national	A section of the sect
99	起業活動	Entrepreurial activities
100	その他のサービス職業従	事者(他に分類されないもの)
100	Other service worker (not categorize	TO 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10
101		Agriculture, forestry and fishery workers
102	製品製造·加工処理従事	COMPANIES SERVICES SE
	Product manufacturing / processing	
103	製品製造·加工処理従事	
	Product manufacturing / processing	
$\overline{}$	機械組立従事者	Machine assembly worker
-	機械整備・修理従事者	Machine maintenance / repair worker
0.200.2002	機械検査従事者	Machine inspection worker
107		Construction structure worker 主 ジ 車 来 な I トラン)
108	建設従事者(建設躯体工 Construction worker (except for worke	- 事 使 事 者 を 原く) rs engaged in construction structure work)
⊢		者(他に分類されないもの)
109	Other construction / mining workers	
\vdash	運搬·清掃·包装等從事	
110	Exx "何市"已表等促事。 Transportation, cleaning, packagin	
111	er i	Diplomat
112		Official
_		Others
999		

報酬統計表

日本行政書士会連合会 平成27年度報酬額統計調査(抜粋)

在留資格	認定証明書文	を付申請(居住)	資格)								〈前回: 194
回答者	5万円未満	5万円 ~ 7.5万円未満	7.5万円 ~ 10万円未満	10万円 ~ 12.5万円未満	12.5万円 ~ 15万円未満	15万円 ~ 20万円未満	20万円以上	平均	最小値	最大値	最頻値
85	7	14	7	25	7	19	6	110,271	15,000	250,000	100,00
100.0%	8.2%	16.5%	8.2%	29.4%	8.2%	22.4%	7.1%			100000000000000000000000000000000000000	131

		5万円	7.5万円	10万円	12.5万円	15万円	20万円以上		-		
回答者	5万円未満	~ 7.5万円未満	~ 10下四土港	~ 12.5万円未満	~ 15万円未満	~ 20万円未満		平均	最小値	最大値	最頻値
95	5万日末周	1.5万日末间	9	27	7 7	19	13	119,642	8,000	300,000	100,0
100.0%	6.3%	14.7%	9.5%	28.4%	7.4%	20.0%	13.7%	0.0000000000000000000000000000000000000		9617564369679.00	10
STATE OF THE PARTY	1	5万円	7.5万円	10万円	12.5万円	15万円	20万円以上	- TOCT VARO	A STATE OF THE STA	- Program Green	
回答者		~	~	~	~	~		平均	最小値	最大値	最頻値
回答者	5万円未満	~	~	~ 12.5万円未満	~ 15万円未満	~		平均	最小値	最大値	最頻値
回答者 58		~	~	~	~	~	2	平均 93,883	最小値 8,000	最大値 200,000	最頻値 50,0
and the second second second second	5万円未満 10	~ 7.5万円未満 13	~ 10万円未満 9	~ 12.5万円未満 8	~ 15万円未満 4	~ 20万円未満 12	2	**************************************		(1.6-1)(1.0)(1)	50,
58 100.0%	5万円未満 10 17.2%	~ 7.5万円未満 13 22.4%	~ 10万円未満 9 15.5%	~	~	~ 20万円未満 12	2	**************************************		200,000	
58 100.0%	5万円未満 10 17.2%	~ 7.5万円未満 13	~ 10万円未満 9 15.5%	~ 12.5万円未満 8 13.8%	~ 15万円未満 4 6.9%	~ 20万円未満 12	2	**************************************		(1.6-1)(1.0)(1)	50
58 100.0% 王留資格	5万円未満 10 17.2% 認定証明書交	~ 7.5万円未満 13 22.4%	~ 10万円未満 9 15.5%	~ 12.5万円未満 8 13.8%	~ 15万円未満 4	~ 20万円未満 12	2 3.4%	93,883	8,000	200,000	
58 100.0%	5万円未満 10 17.2% 認定証明書交	~ 7.5万円未満 13 22.4% 付申請(投資 10万円 ~	~ 10万円未満 9 15.5% 経営) 20万円 ~	~ 12.5万円未満 8 13.8%	~ 15万円未満 4 6.9%	~ 20万円未満 12 20.7%	2	**************************************		200,000	50,
58 100.0% 王留資格	5万円未満 10 17.2% 認定証明書交	~ 7.5万円未満 13 22.4% 付申請〈投資	~ 10万円未満 9 15.5% 経営〉	~ 12.5万円未満 8 13.8%	~ 15万円未満 4 6.9% 40万円 ~	~ 20万円未満 12 20.7%	2 3.4%	93,883	8,000	200,000	50

170,503

10,000

500,000

神奈川県行政書士会 令和2年報酬額統計集計表(抜粋)

3	date.	B.E	係
^	爲	关	175

69.在留資格認定証明書交付申請(日配系)

回答者			12万円~15万	15万円~18万	18万円~20万	20万円~21万	21万円以上	平均值	最小値	最大値	最頻値	最頻値回答数
70.在留資料	各認定証明書交	付申請(就労系)										
21	5	6	4	4	0	0	2	128,000	50,000	297,000	100,000	3
回答者	10万円未満	円未満	円未満	円未満	円未満	円未満	21万円以上	平均值	最小値	最大値	最頻値	最頻値回答数
	4.0 777 777 -1 744	10/11/1-15/1	12/17/10/10/1	15万円~18万	18万円~20万	20万円~21万	OA TERRITOR I	TT 1 - /+	G 1 /±	田 17年	e te t	and the same as

契約書に記載する事項

在留資格認定証明書交付申請業務を受任する際には、委任契約書等を作成し契約を締結することが望ましい。委任契約書を作成する際には一般的な委任契約書に記載される内容の他、次の事項に注意し記載内容を検討するとよいと考える。

- ①報酬の支払い時期
- ②依頼者が虚偽申告をしないことの誓約
- ③万が一虚偽申告があった場合の対応
- ④業務の範囲
- ⑤申請が不許可、不交付となった場合の対応

以上